

# 長崎県地方機関再編の基本方針に基づく 振興局見直し実施計画

令和3年10月

長崎県

県は平成20年3月、市町村合併、地方分権の進展、交通・通信網の整備による生活圏域の拡大などを背景として、「長崎県地方機関再編の基本方針」（以下「基本方針」）を策定しました。その内容は、本土地区は所管区域を2地区に区分し総合地方機関を設置すること、地域振興やまちづくり分野は市町の自主的な取り組みに委ね県の地方機関は県の直接執行業務に特化すること、再編対象の組織を各地域に設置する振興局に統合し管理部門を一元化することなどを方針とするものでした。

その方針に沿って、平成21年4月に地方機関の再編を実施しました。ただし、県南地区については、長崎地区・県央地区・島原地区の地方機関を集約できる庁舎を新たに確保する必要があったことから、当面の再編として、既存庁舎を活用しながら、長崎・県央・島原の各地域にそれぞれ振興局を設置し、現在に至っています。

平成20年に策定した基本方針において、既に本土地区は2地区に区分する方針としていました。その後、当時よりも交通事情は改善するとともに、AI、IoTなどデジタル技術の革新的な進歩によりICT化が進んできました。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、行政分野を含め社会経済活動におけるデジタル化がさらに加速し、非接触・オンライン化の進展により物理的な距離を大きな問題としない社会の実現が加速化してしていくことが想定されており、所管区域を見直し本土地区を2地区に区分するための社会環境は、基本方針策定当時よりも整備されてきています。

また、基本方針策定以来の課題となっていた県南地区の新庁舎の確保については、建設用地の確保に一定の目処がたちました。一方で、長崎・県央・島原の各振興局の庁舎は老朽化が進み、建て替えの時期が迫っています。県南地区集約は、振興局という組織のあり方の問題であると同時に、県民サービス提供の拠点である庁舎の建替えの問題でもあり、その解決が急務となっています。

人口減少が進み、さらに県行政の経営資源が限られていく中においても、行政サービスを維持しながら、必要な事業を推進し、災害や感染症等の課題にしっかりと対応していくためには、組織を集約し、限られた人的資源を効果的・効率的な体制で配置しながら、高度な専門性や柔軟性を確保することが必要です。令和2年6月に発表された国の第32次地方制度調査会の答申にもありますように、今後の地方行政のあり方は大きく変わることが想定されており、県のこれからの役割をしっかりと果たしていくためにも、県の行政組織が高度な専門性と柔軟性を備える組織でなければなりません。

そこで令和元年12月、『「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局見直しの方向性について』を公表し、その後、各方面のご意見を伺いながら、改めて振興局の見直しについて検討を重ねてきたところですが、この度、その結果を「実施計画」としてまとめました。今後、県南地区の振興局見直しは、検討段階から実施段階に進みます。

# 実施計画の概要

## I これまでの取組み

1. 「長崎県地方機関再編の基本方針」の策定（平成20年3月）
2. 基本方針に基づく「当面の再編」（平成21年4月）

## II 背景

1. 地方分権の進展と市町村合併
2. 交通網の整備
3. ICT技術の飛躍的拡大

## III 振興局見直しの必要性

1. 行政ニーズの多様化・重要事業の推進・災害等への対応
2. 県民サービス提供の拠点・防災拠点としての庁舎確保の必要性
3. 本県の厳しい財政状況

## IV 振興局の見直し計画

1. 振興局集約後の組織
2. 県南振興局新庁舎の建設
3. 必要な体制の分散配置

## V 振興局の集約の効果

1. 集約による施策・事業の重点的な推進と行政サービス面での効果
2. 行政コストの経費削減効果

## VI 振興局の見直し計画（部門別）

1. 管理部門
2. 地域づくり部門
3. 税務部門
4. 保健部門
5. 水産部門
6. 農林部門
7. 建設部門
8. 全部門まとめ

## VII 庁舎

1. 建設場所
2. 庁舎整備の基本方針

## VIII スケジュール

# I これまでの取組み

基本方針の策定（H20.3）及び当面の再編（H21.4）の概要を記載しています。

## 1. 「長崎県地方機関再編の基本方針」の策定（平成20年3月）

### Point

#### ○本土地区は県北・県南の2地区に区分し総合事務所を設置して集約

（県南地区は庁舎確保の課題があるため、当面は長崎・県央・島原の3地区に区分）

### 「長崎県地方機関再編の基本方針」（以下「基本方針」）の概要

#### 【本土地区】

##### ①区域を県北・県南の2地区に区分し、総合地方機関を設置

※総合地方機関に集約する地方機関

振興局、県税事務所、保健所、水産業普及指導センター、  
農業改良普及センター、家畜保健衛生所、農村整備事務所、  
林業事務所、土木事務所

##### ②県の直接執行業務に特化

##### ③総務事務等の共通事務の集約・効率化

##### ④必要な支所等の配置

◆ただし、①については、県北地区は県北振興局を拠点とすることが想定されるものの、県南地区は既存庁舎で対応することは困難であり、新たな庁舎を確保する必要がある。

このため、県南地区は庁舎の確保ができるまでの間、その区域を長崎・県央・島原の3地域に区分し、それぞれに総合地方機関を設置する（当面の再編）。

#### 【離島地区】

地方局・保健所・家畜保健衛生所を一事務所へ統合

#### <策定の背景>

平成19年当時、本県の地方機関の配置は、約40年にわたり当時の体制を基本に継続してきた状況にあったが、

- ①市町村合併の進展による市町の規模・能力の拡大
- ②地方分権改革、権限移譲への取組み
- ③交通・通信網の整備による生活圏域の拡大
- ④さらなる行財政改革の要請

を背景として、地方機関のあり方を全体的に見直すこととし、平成20年3月、基本方針を策定した。

## 2. 基本方針に基づく「当面の再編」（平成21年4月）

### Point

#### ○本土地区2地区のうち、県北地区は基本方針の最終形を概ね実現

（田平・大瀬戸両地区の土木事務所の機能を県北振興局に集約等）

※県南地区は最終再編を念頭に、当面集約可能な部門は先行して集約（長崎地区の農林部門、島原地区の税務部門を県央振興局に集約）

#### <当面の再編の具体的内容>

平成21年4月、県北地区と離島地区は再編を実施し、県南地区は当面の措置として、従前のまま3地区体制を継続し、それぞれ振興局に集約

##### 【長崎地区】

- ・長崎振興局（管理部、税務部、保健部、建設部、長崎港湾漁港事務所に集約
- ・農林部門は、行政・普及・家畜保健衛生・農村整備・林業の連携促進のため、県央振興局へ統合し、長崎地区内は西海事務所のみ配置

##### 【県央地区】

- ・県央振興局（管理部、税務部、保健部、農林部、建設部）に集約

##### 【島原地区】

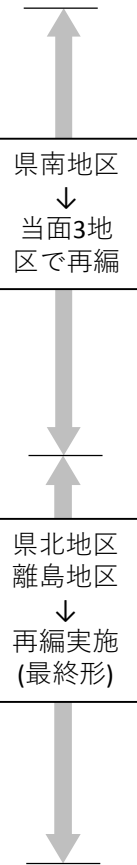
- ・島原振興局（管理部、保健部、農林水産部、建設部）に集約
- ・税務部門は県央振興局に集約し、島原地区内は窓口機能を担う島原出張所のみ設置

##### 【県北地区】

- ・県北振興局（管理部、税務部、保健部、商工水産部、農林部、建設部）に集約
- ・従前の県北振興局田平土木事務所及び大瀬戸土木事務所は本所建設部に集約（維持管理を担う田平土木維持管理事務所、大瀬戸土木維持管理事務所を配置）

##### 【離島地区（五島、壱岐、対馬）】

- ・各地区に設置する振興局（管理部(税務含む)、保健部、農林水産部、建設部）に集約
- ・五島振興局には上五島支所（保健部、建設部）を設置



<参考>再編前後の所管区域面積の状況

再編前		
地方機関	基本的な所管区域	面積(km <sup>2</sup> )
(本庁直轄)	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町	1,165.55
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	467.39
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町	1,017.02

当面の再編			最終の再編	
地方機関	基本的な所管区域	面積(km <sup>2</sup> )	地方機関	面積(km <sup>2</sup> )
長崎振興局	長崎市、長与町、時津町	455.53	県南地域事務所	1,391.35
県央振興局	諫早市、大村市	468.43		
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	467.39		
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町	1,258.61	県北振興局	1,258.61

## II 背景

県の地方機関を再編することが可能であると考えた背景を再整理します。

### Point

- 地方分権の進展と市町村合併により、基本的に県の役割は縮小・変化
- 交通網の整備とICT技術の飛躍的拡大により生活圏域は拡大

### 1. 地方分権の進展と市町村合併

- 第1次地方分権改革（平成5～11年度）により、機関委任事務制度が廃止され、国の関与が抜本的に見直されました。また、その際に創設された「条例による事務処理特例制度」により、県はこれまでに96項目、701事務を県内市町に権限移譲しています。
- 第2次地方分権改革（平成18年～）により、地方に対する義務付け・枠付けの見直し、国から県、県から市町への権限移譲が進みました。平成26年度からは地方が国に分権の提案を行う「提案募集方式」が導入されています。
- また、この間、長崎県内の市町村は、合併前の79市町村から21市町に減少しました。このことにより、地方自治法に規定される県の役割は縮小する環境になるとともに、より専門的・広域的な役割に変化してきています。

《参考》地方自治法第2条第5項に規定する県の役割の変化

地方自治法に規定する都道府県の役割	地方分権及び市町村合併に伴う状況変化	県の役割の変化
広域にわたるもの	○市町村合併により市町の行政区域の広域化	より広域的な役割に変化
市町村に関する連絡調整	○79市町村から21市町となり連絡調整機会の減少 ○市町村に対する国・県の関与は縮小	連絡調整の役割は縮小
規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないとい認められるもの	○市町の行政基盤の強化、規模・能力の拡大	より専門的な役割に変化

### 2. 交通網の整備

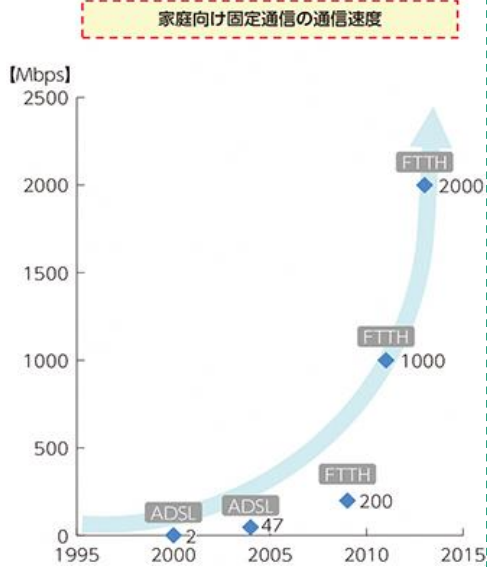
- 本県の振興局をはじめとする地方機関の配置は、農業普及部門や保健所など、数次の統合を行ってきた部門もありますが、農業土木及び建設部門等の社会資本整備関連部門は、昭和40年頃から現状の地区割りを基本として継続してきました。この間、県内の交通網は、各種幹線道路・橋梁及びトンネルの新設・改良が進み、県内各地を結ぶ時間距離は格段に縮まってきており、併せて県民の生活圏も拡大してきました。



### 3. ICT技術の飛躍的拡大

○平成に入って間もなくインターネットの普及が始まり、ICT技術の飛躍的進化に合わせて家庭向けサービスが充実するとともに、行政サービスの分野においてもICTを活用したオンライン申請等が導入されてきました。さらに、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、行政分野を含む社会経済活動におけるデジタル化がさらに進むことで非接触・オンライン化が加速し、物理的な距離を大きな問題としない社会の実現が加速化していきます。

#### 《参考》これまでのICT技術の飛躍的進化



※ADSL：アナログ電話回線を用いて高速なデータ通信を行う技術の一つ  
 ※FTTH：光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス

出典：総務省「通信自由化以降の通信政策の評価とICT社会の未来像等に関する調査研究」

#### ◆行政分野におけるAIの活用事例(先進例)

- ・問い合わせへの自動応答サービス
- ・観光案内多言語AIコンシェルジュ
- ・車載カメラ画像とAIによる道路管理
- ・AIによる高齢者ケアプラン作成支援
- ・保育所AIマッチングシステム

#### ◆行政分野におけるRPAの活用

- RPA (Robotic Process Automation) :  
 これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの
- ・入力・登録・照合等の単純作業に導入
  - ・関連する別個のシステムの連絡事務に導入
  - ・定型メールの自動送信業務に導入 等

#### 《参考》本県行政のデジタル化 (オンライン申請) の状況

##### ■電子申請システム (平成16年度～)

- 原則24時間365日利用可能
- 全127様式で活用中 (R3.3末現在)
- 電子証明書の署名機能あり

##### ○主な申請と令和2年度利用件数

- ・長崎県職員採用試験 1,386件
- ・公文書開示請求書 193件
- ・自動車税納税者住所変更届 148件
- ・介護老人保健施設月別利用状況報告書 658件



### III 振興局見直しの必要性

県南地区の振興局を集約することが必要な理由を記載しています。

#### Point

- 限られる経営資源でも行政ニーズの多様化、重要事業の推進、災害等に確実に対応できる体制の整備が必要
- 長崎・県央・島原の各振興局庁舎は老朽化が進み、早期建て替えが必要
- 厳しさを増す財政状況

#### 1. 行政ニーズの多様化・重要事業の推進・災害等への対応

##### ① 行政ニーズの多様化

振興局は、県の行政組織の中でも、より現場において実施することが必要な施策・事業や県民の皆様と直に接しながら提供する業務を実施して県民サービスや地域の振興を県として進める役割を担っています。

一方で、行政ニーズは多様化・複雑化し、変化し続けており、これらに適切に対応していくためには、振興局の組織を集約することにより、各部門における専門性をこれまで以上に向上させる必要があります。また、高い専門力を活かしてそれぞれの地域で発生する多様な課題に対応していくためには、集約により規模を拡大したうえで機動的で柔軟な組織体制を整備する必要があります。

##### ② 重要事業の推進

振興局は、各地域における県政の重要施策を推進し課題解決を図るため、地域高規格道路等の建設、農林水産業の普及や基盤整備事業、地域保健対策の推進など、各地域にとって重要な多くの事業を実施しています。

人口減少等により経営資源が限られていく中で、各地域の重要事業をしっかりと推進していくためには、組織を集約し、総務・経理などの管理部門を共有してより効率的な体制とするとともに、各地域で必要とされる事業に高い専門性を持った人的資源を重点的に投入していくことが必要です。

##### ③ 頻発する災害や感染症発生時の対応

近年は全国各地で豪雨災害が頻発し、その程度も甚大化していますが、災害発生時の緊急対応やその後の復旧の面において、県行政も多くの役割を果たす必要があります。とりわけ、被災地域のインフラの復旧事業などについては、現場における対応が必要であるため振興局がその機能を果たすこととなります。

また、新型コロナウイルス感染症においては、保健所（＝振興局保健部）が感染拡大防止の最前線として大きな役割を果たしています。新型コロナウイルス感染症の終息後においても、その他の感染症や口蹄疫等の家畜伝染病の発生があった場合には、その感染拡大防止に振興局が対応することとなります。

災害や感染症など緊急な案件に対して、組織の集約により高度な専門性や機動性・柔軟性を確保し、限られた人的資源を集中的に投入して迅速に対応できる体制を整備する必要があります。

#### ④ 県の役割の変化

県の役割は、地方分権の進展や市町村合併により従来の役割が相対的に縮小し、より専門的・広域的な役割に変化してきています。また、人口減少が進む中、今後は、市町間の広域連携が円滑に進むための調整・支援など、これまで以上に広域的な視点から専門性を発揮していく役割が求められることが想定されます。その役割に適切に対応していくためにも、組織の集約による専門性の向上等が必要です。

#### ⑤ 限られる県の経営資源の効果的活用

これらの状況に対応していく必要がある一方で、人口減少の進展により、財政状況の厳しさに加え、人的資源の確保等も益々困難となっていくことが想定され、地域ごとに全ての機能を備えた振興局体制を配置・維持することは困難であるため、できるだけ組織を集約し、限られた経営資源を効果的に活用していくことが必要です。

## 2. 県民サービス提供の拠点・防災拠点としての庁舎確保の必要性

- 長崎・県央・島原の各振興局の庁舎は老朽化が進んでおり、特に長崎と県央の庁舎は耐震性もなく早期に建て替える必要があります。
- 振興局庁舎は農林水産業の振興、道路・河川等の維持・改修などの県民サービス提供の拠点であるため、来庁される方や職員の安全を確保できる庁舎である必要があります。
- また、それぞれの庁舎が地域の防災拠点としての機能を担っているため、集約に併せて耐震性を備えた庁舎を建設し、災害時に機能を発揮できるような環境を整備する必要があります。

### 《参考》長崎・県央・島原の各振興局庁舎の状況

建物名	土地面積 (㎡)	建物延床 面積(㎡)	階数	建築年度	経過年数 (R3.4.1時点)	耐震化
長崎振興局 (大橋庁舎)	2,990.91	5,158.05	5	昭和35年	60年	未改修
県央振興局	4,569.18	4,513.58	4	昭和37年	58年	未改修
島原振興局	2,669.34	3,615.12	4	昭和41年	54年	改修済

### 3. 本県の厳しい財政状況

- 本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを国庫補助金や地方交付税への依存が大きい脆弱な財政構造となっています。また、近年は、高齢化の進行に伴う社会保障関係費等の増加により、財源調整のための基金の取崩しを余儀なくされ、令和元年度末における基金残高は214億円にまで減少しているほか、今後も公債費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況となっています。
- 加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、本県の県税等の主な収入は大幅な減収となりますが、社会経済情勢がコロナ前の水準に回復するまでには、一定の時間を要することから、県税等についても増収が見込めない状況です。
- その一方で、本県においては、国からの交付金等を最大限に活用しながら、各分野の感染症対策に取り組んでおりますが、国の財源は赤字国債の増発等により賄われているため、今後の財源措置については不透明となっております。
- こうしたことから、引き続き、収支の改善に力を注ぐとともに、より一層の事業の重点化を図るなど、効果的・効率的な事業執行と経費の節減に努めていかなければなりません。

# IV 振興局の見直し計画

県南地区の振興局の集約後の姿、庁舎の位置等について記載しています（部門別整理はVI）。

## Point

- 長崎・県央・島原の各振興局を集約し、「**県南振興局**」を設置
- 県南振興局**庁舎の位置は、**諫早市永昌東町の諫早市先行取得用地内**  
**庁舎完成・集約は令和8年度頃**
- 県民サービス水準の維持のため、長崎・島原地区にも必要な体制を配置**

### 1. 振興局集約後の組織

- 現在の長崎振興局、県央振興局、島原振興局を集約し、「**県南振興局**」とします。これにより、本土地区の総合地方機関は、**県南振興局と県北振興局の2つ**となります。
- 長崎振興局、県央振興局及び島原振興局の所管区域の全域を**県南振興局の所管区域**とします。

現在の振興局	現在の所管区域	再編後の所管区域
長崎振興局	〔長崎地区〕長崎市、時津町、長与町	全て <b>県南振興局</b> の 所管区域
県央振興局	〔県央地区〕諫早市、大村市	
島原振興局	〔島原地区〕島原市、雲仙市、南島原市	

### 2. 県南振興局新庁舎の建設（「VII 庁舎」に詳述）

- 県南振興局**を設置するために、**新庁舎**を建設します。建設位置は、**諫早市永昌東町のJR諫早駅北側の諫早市先行取得用地内**とします。
- 庁舎の完成時期は建設手法にもよりますが**令和8年度頃**となります。これに合わせて**県南振興局**への集約を実施します。

### 3. 必要な体制の分散配置（「VI 振興局の見直し計画（部門別）」に詳述）

- 県南振興局**に集約する機能は**諫早市**に建設する**庁舎**に集約することを基本としますが、**行政サービス水準の維持のため、災害対応など緊急性が高い業務や窓口業務など現場性が特に強い業務**については、**長崎地区、島原地区にも必要な体制を配置**します。  
（**税務関係出張所、保健所、農業普及機能、土木維持管理事務所** 等）
- また、現在、**県央地区内**に分散配置している**県央振興局内部組織**があります。これらの組織も、必要に応じて**集約後も継続して分散配置**します。  
例) **県央振興局農林部諫早湾干拓堤防管理事務所**  
（**業務上の必要から諫早湾干拓堤防そばに配置**）⇒**集約後も継続配置**

# V 振興局の集約の効果

振興局を集約することで生み出すことができる効果を記載しています。

## Point

- 組織の集約化により、県民サービスを維持しながら、重点事業や災害対応に集中的に経営資源を投入できる体制を実現
- 行政コストの経費削減効果

## 1. 集約による施策・事業の重点的な推進と行政サービス面での効果

### ① 高度な専門性の確保

組織を集約することで、各分野の専門的な知識・経験を持つ人材が集約されることにより、各部門において専門性が向上し、多様な課題に対してこれまで以上に専門的な対応が可能となります。

また、各部門に配置される人員が増えて大きな体制となることで、相対的に1人の職員が担当する業務範囲を狭くし、担当業務を細分化がすることが可能となり、職員の専門性をさらに高度化できるため、結果的に行政サービスの向上につながります。

### ② 組織の機動性・柔軟性の強化による重点事業等の推進

県行政の経営資源が限られてくる中においても、組織を集約することで、組織の機動性・柔軟性が確保され、重点的に推進すべき事業や災害・感染症などの緊急に対応すべき課題に対して、集中的に経営資源を投入することが可能となります。

※ 組織を集約し体制が大きくなれば、所管する重要事業や災害対応などに短期間に投入できる人的資源（専門性の高い人材を含む）の最大値が大きくなり、柔軟かつ迅速な対応が可能となります。

### ③ 行政サービスの標準化・業務量の均一化・迅速化

行政サービスの提供は、様々な業務執行の過程を経て実施していますが、組織が異なればその運用は少しずつ異なる場合があります。集約によって、組織で執行される行政サービスは業務執行の過程の詳細にわたって統一されたものとなり、県民の皆様が平等に行政サービスを享受することが可能となります。

また、行政組織としても、繁忙期等における業務負担の均一化を図ることができ、行政スピードの迅速化が可能となります。

## 2. 行政コストの経費削減効果

### ① 人件費

再編に伴い、総務・経理部門の集約やその他部門の人員削減等が可能となります。これまで当面の再編の実施により54名の削減を行いましたが、今回の再編においては、現時点ではさらに30名程度の人員削減を見込んでいます。  
(試算) 一人当たり人件費を年間800万円と仮定 → 2億4千万円/年の効果

### ② 庁舎建設費

集約対象としている長崎振興局、県央振興局、島原振興局はいずれも建設から50年以上が経過し、建て替え時期が迫っています。特に長崎(大橋)と県央の振興局庁舎は、耐震性もなく早期建て替えが必要です。

集約を行うことなく、長崎・県央・島原の各振興局庁舎をそれぞれ建て替える場合に比べ、集約して県南振興局庁舎を建設する場合は、概算で5億円から10億円程度の建設費削減が見込まれるとの試算結果(※)を得ています。

※令和2年度時点の試算であり、今後の庁舎設計等により増減する可能性があります。

# VI 振興局の見直し計画(部門別)

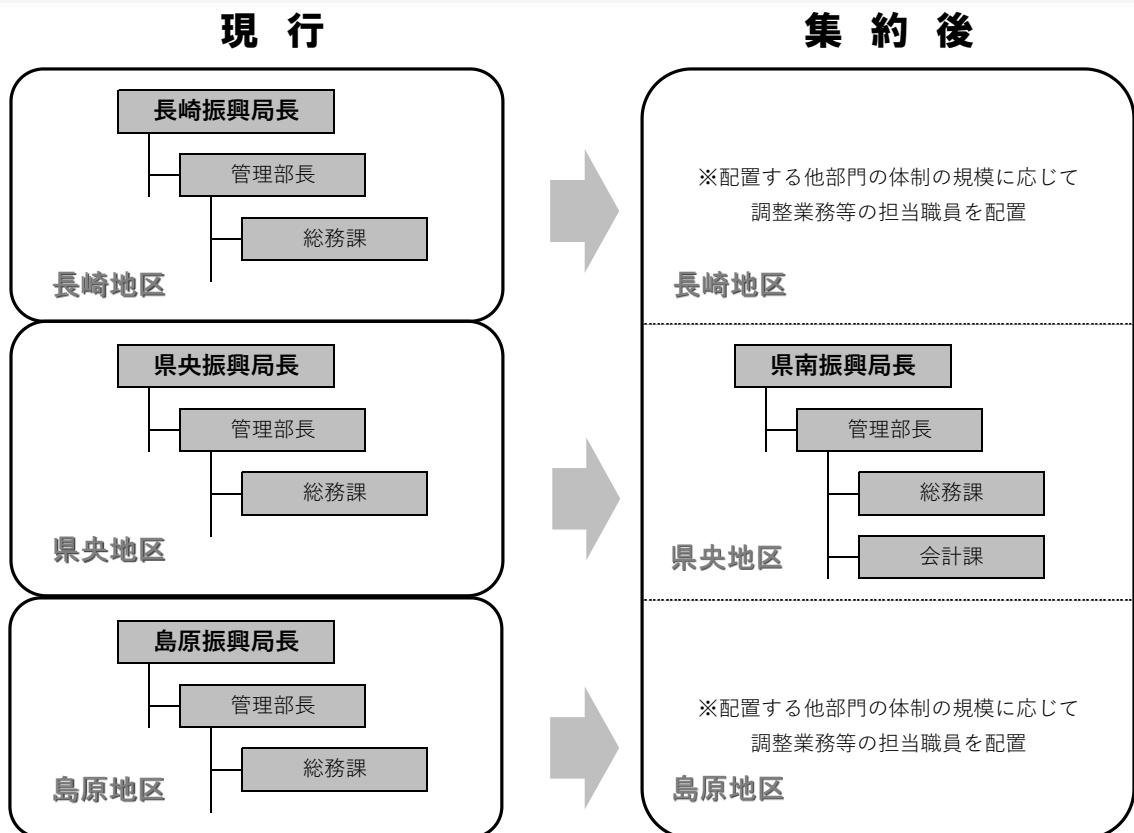
各部門別に、県南振興局の機能と体制をどのように見直すのかについて記載しています。

## ◆各部門の集約イメージの留意事項

- 組織の大枠を示したものであり、今後再編を実施するまでの間に修正する場合があります。
- 振興局次長（島原地域担当を除く）、副部長、検査指導幹、課付けの専門幹等スタッフ職等については表示していません。
- 組織名についても現時点の想定であり、再編を実施するまでの間に修正する場合があります。
- 組織の規模については、再編実施時期が近づいてきた段階で、事業量等を総合的に勘案し詳細を検討します。特に農林部門及び建設部門は、事業量に応じて配置人員や組織を検討する必要があり、現時点では「課」レベルの詳細な記載はしていません。

## 1. 管理部門

- 管理部門は、**原則として県南振興局に集約**し、長崎地区・県央地区・島原地区の全域を所管します。
- 災害対策地方本部機能は、県南振興局に集約します。
- 長崎地区、島原地区に配置する体制の規模等に応じて、調整業務等の担当職員を配置します。  
調整担当職員的主要業務：振興局本所等との連絡調整、庁舎管理、物品管理、当該地区の公舎管理、サービス等



## 2. 地域づくり部門

○地域づくり部門は、**原則として県南振興局に集約**し、県央地区・島原地区を所管します。

※島原地区の地域振興を担当する次長を振興局本所に新たに配置します。

※長崎地区の地域づくりについては、本庁直轄で対応しており、見直し後も同様とします。

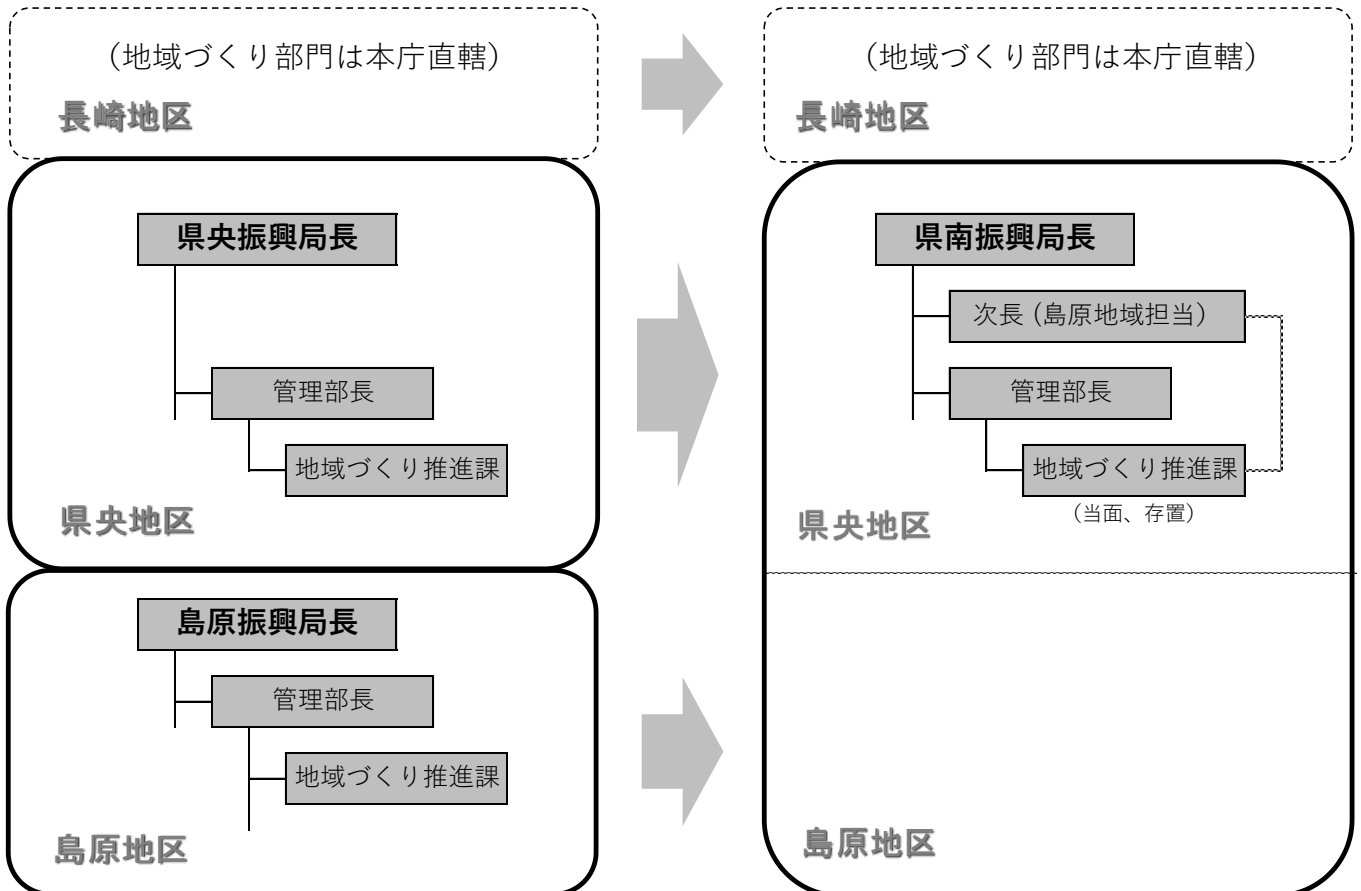
○地域づくり部門は、将来的には市町の主体的な取組を尊重しながら、市町を支援する役割に縮小していくこととします。ただし、地域づくり部門は、県の最重要課題である人口減少対策関連の業務等（※）を担っているため、**当面は、県南振興局に集約のうえで一定の体制を維持**します。

※ 若者定着、集落対策、地方創生関係の取組支援 等

○また、人口減少が進行していく中においては、市町の取組及び県の役割も変化していくことが予想されるため、地域づくり部門の機能と体制は、今後の状況を踏まえながら慎重に判断していくこととします。

### 現 行

### 集 約 後





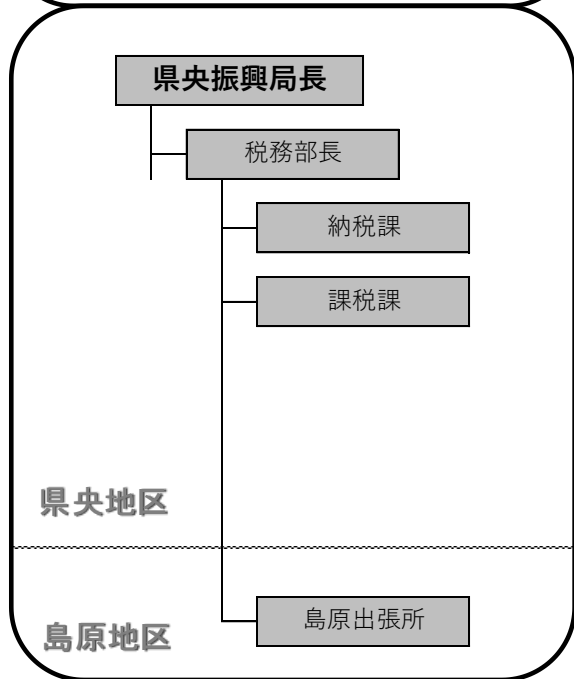
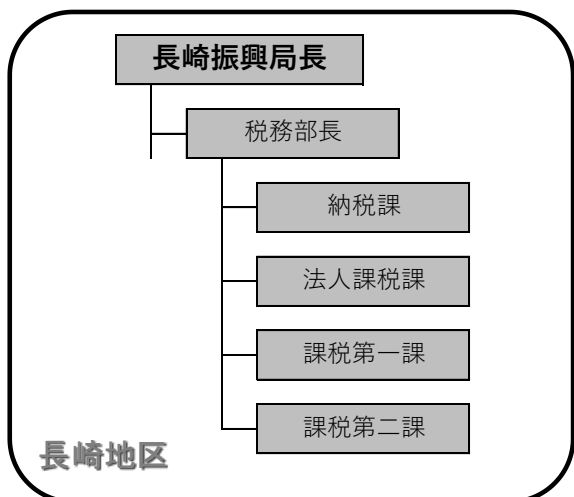
### 3. 税務部門

○税務部門は、**原則として県南振興局に集約**し、長崎地区・県央地区・島原地区の全域を所管します。

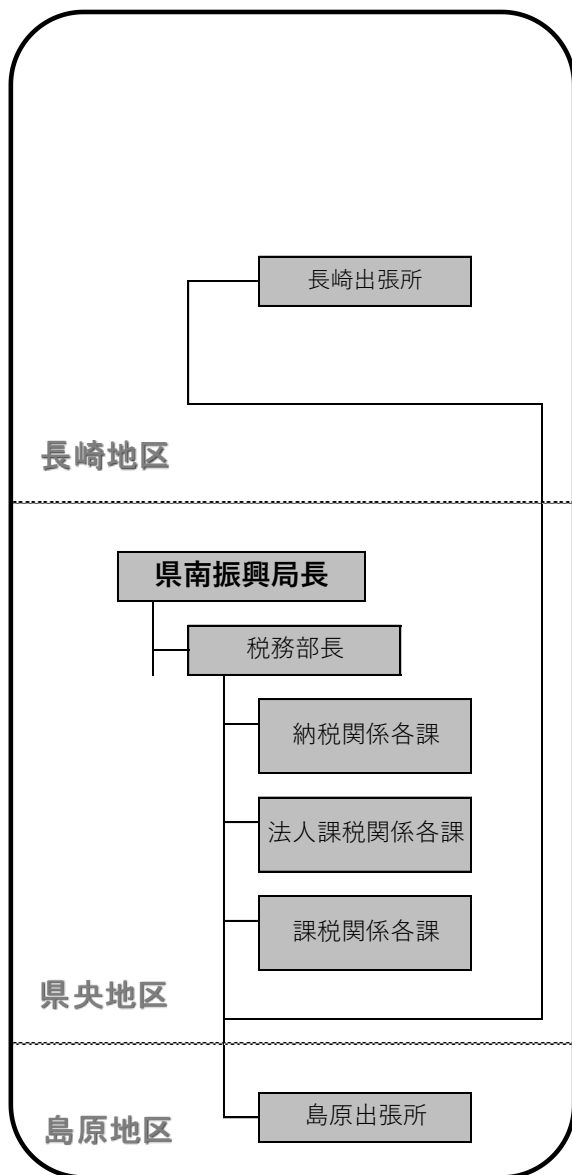
※平成21年4月に実施した当面の再編の時点で、島原地区の税務部門は県央振興局に集約しています。併せて納税者の皆様の利便性を確保するため、「県央振興局税務部島原出張所」を島原市内に配置しており、継続配置します。  
島原出張所の機能：島原地区の納税者窓口の機能（窓口収納、納税証明書発行、法人申告受付、各種減免申請受付等）

○**長崎地区には、新たに長崎出張所を配置**します（長崎地区において島原出張所と同様の機能を担う）。

#### 現 行



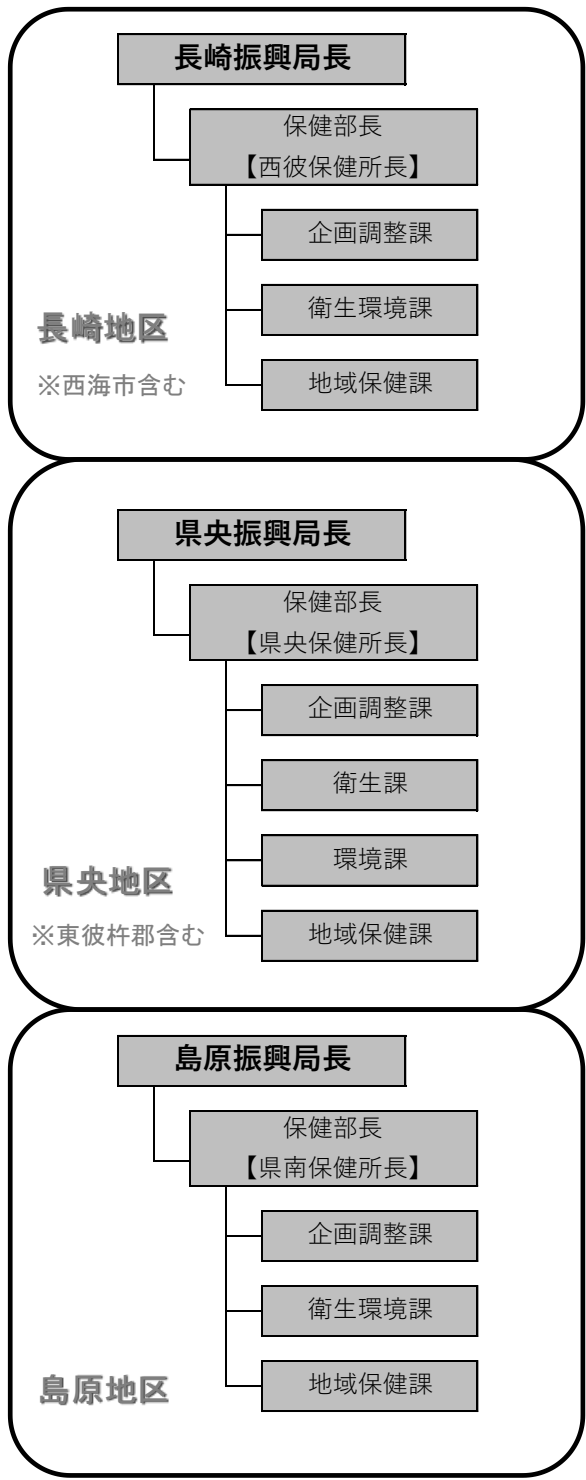
#### 集 約 後



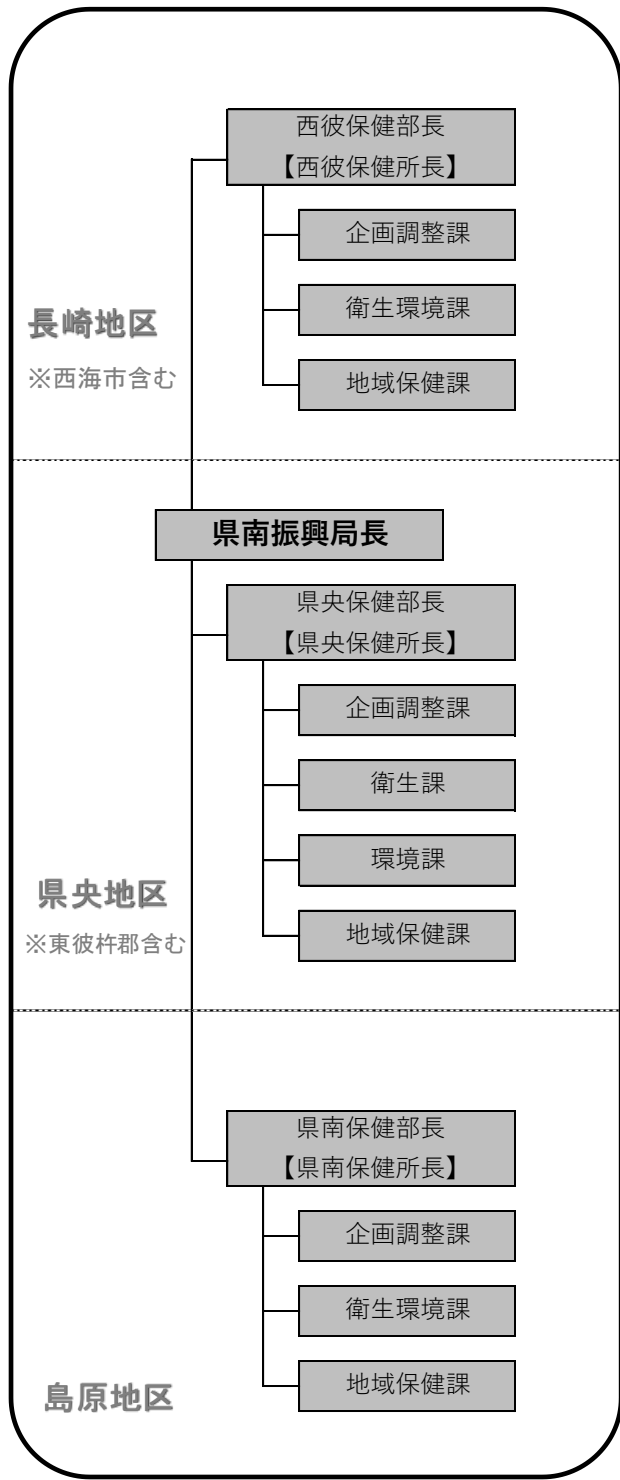
# 4. 保健部門

○保健部門（各保健所）は、当面、それぞれの地区で**現在の機能を維持**します。  
※組織としては、**県南振興局の内部組織**として集約します。

## 現 行

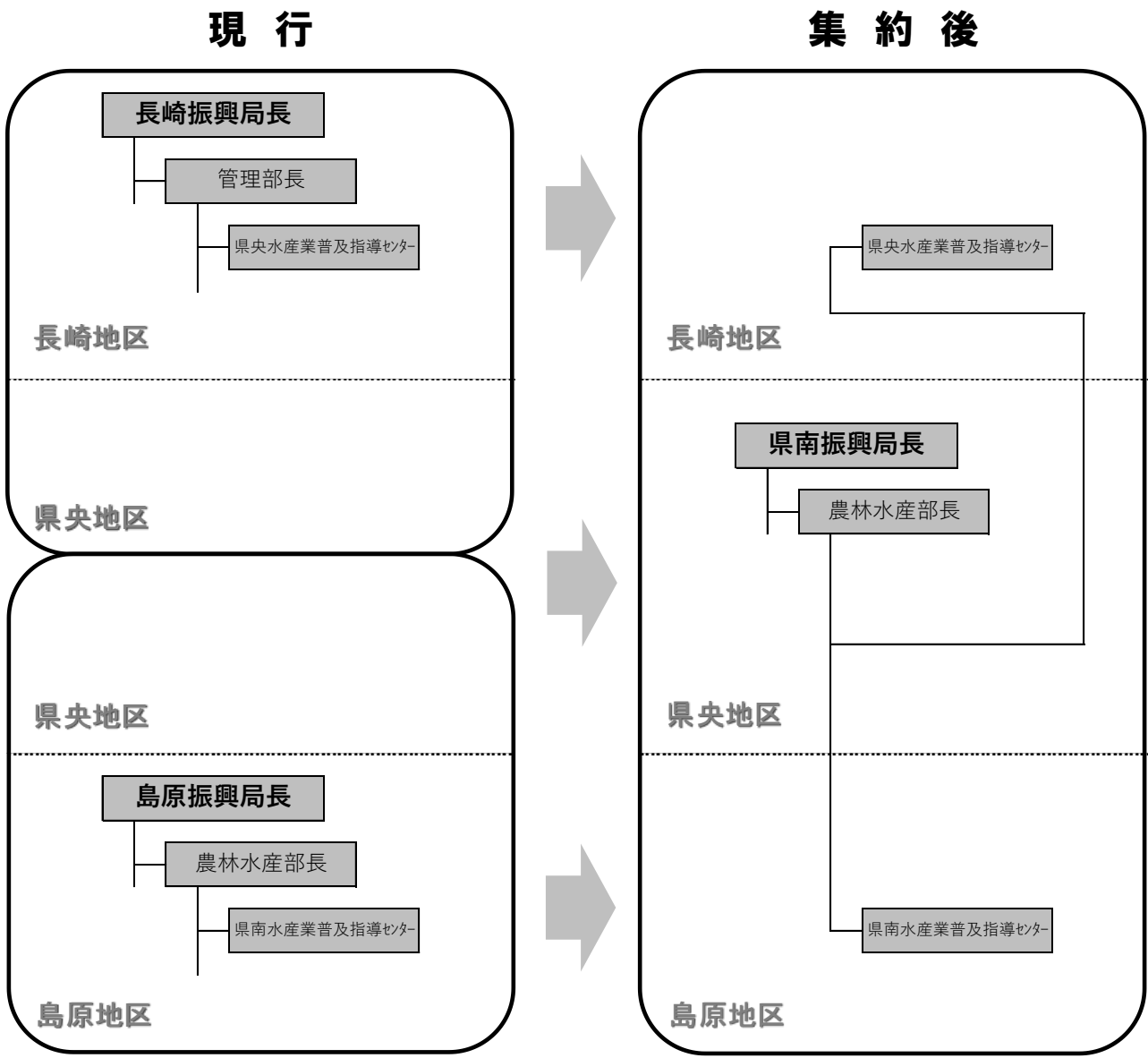


## 集 約 後



# 5. 水産部門

○水産部門（各水産業普及指導センター）は、それぞれの地区で現在の機能を維持します。  
 ※組織としては、県南振興局の内部組織として集約します。



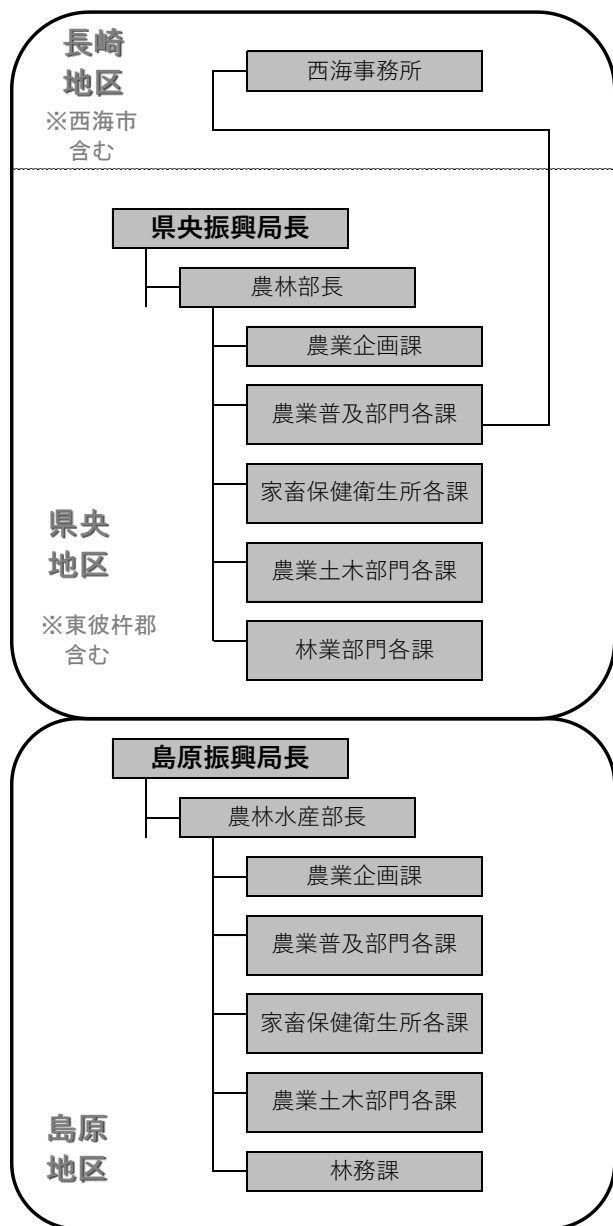
**【所管区域】**

センター名	所管区域
県央水産業普及指導センター	長崎市、佐世保市（宮津、長畑、南風崎、江上、指方、有福、針生） 諫早市（多良見、貝津、久山）、大村市、西海市、西彼杵郡、東彼杵郡（波佐見町除く）
県南水産業普及指導センター	諫早市（多良見、貝津、久山除く）、島原市、雲仙市、南島原市

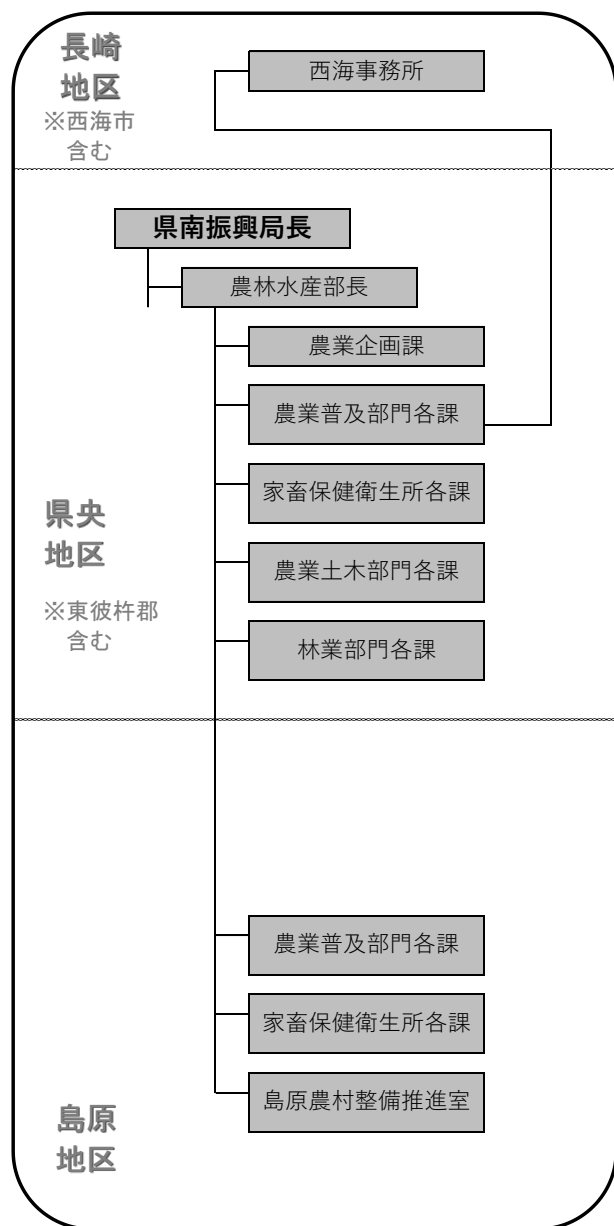
## 6. 農林部門

- 農林部門は、**原則として県南振興局に集約**し、長崎地区・県央地区・島原地区の全域を所管します。  
 ※平成21年4月に実施した当面の再編の時点で、長崎地区の農林部門は県央振興局に集約しています。併せて農業普及業務の円滑な執行を確保するため、「西海事務所」を西海市内に配置しており、継続配置します。
- 農業普及機能**については、**島原地区に現在と同様の体制を継続配置**します。
- 家畜保健衛生所**については、**島原地区に現在と同様の体制を継続配置**します。
- 島原地区には、当分の間、農業土木部門のうち現場で事業推進のための機能を担う島原農村整備推進室を配置**します。

### 現 行



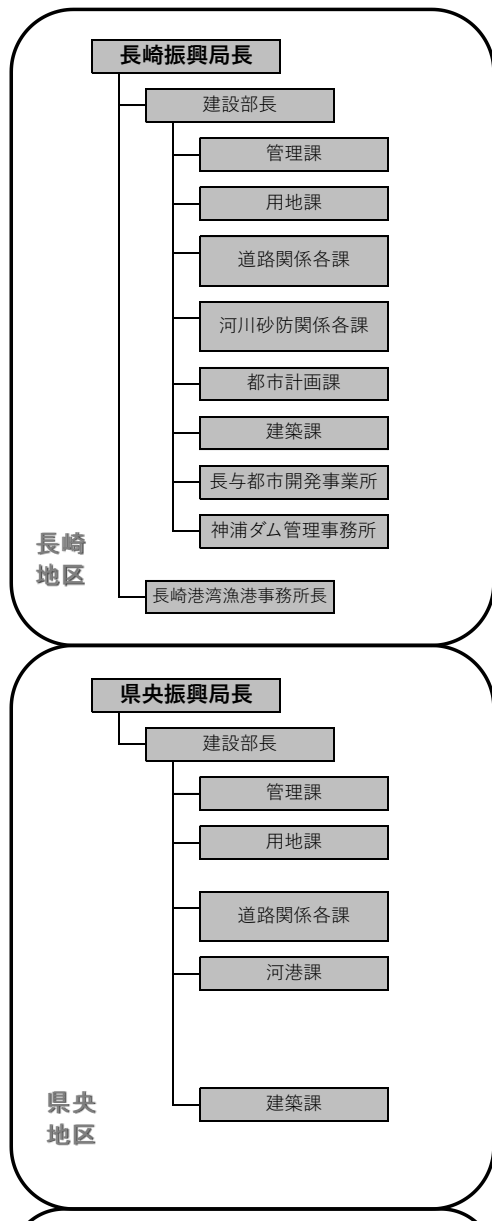
### 集 約 後



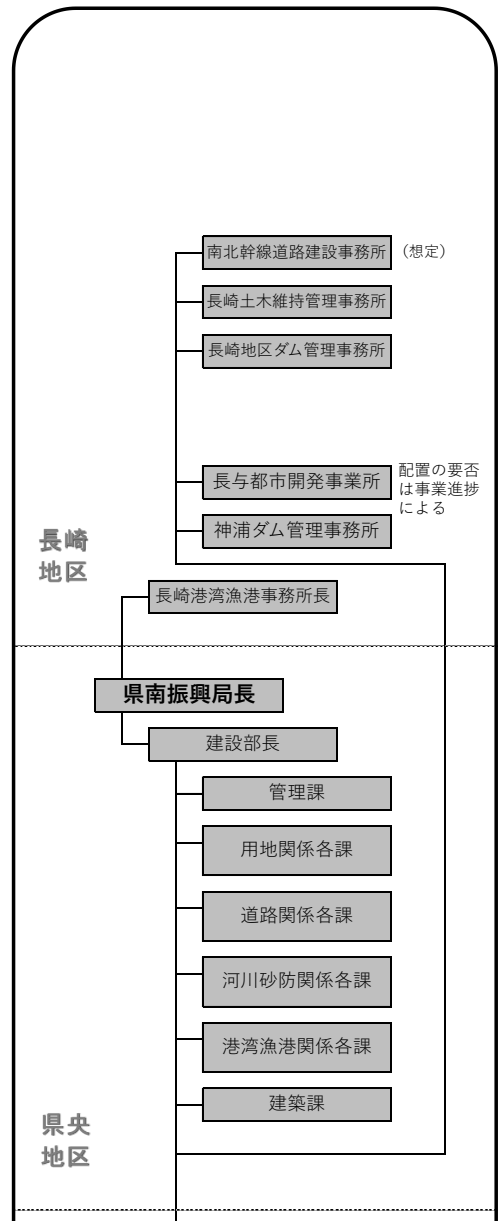
# 7. 建設部門

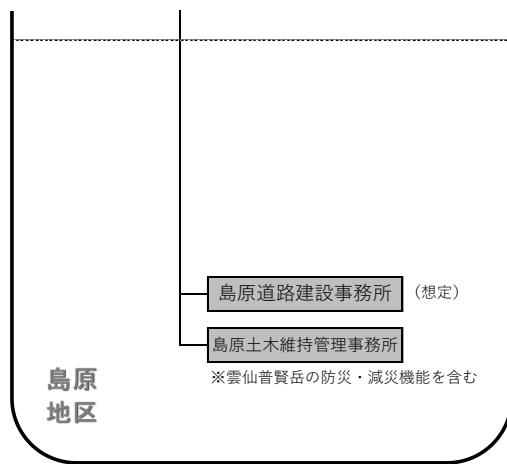
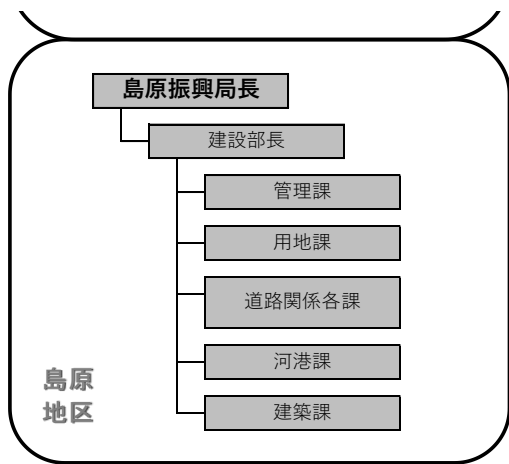
- 建設部門は、**原則として県南振興局に集約**し、長崎地区・県央地区・島原地区の全域を所管します。
- 災害時の対応や県民相談窓口となる**維持管理機能を長崎地区、島原地区に配置**します。また、建設工事の現場対応等の機能を併せて配置します。  
**島原地区**には、**雲仙普賢岳防災・減災機能**を併せて配置します。
- 大規模プロジェクト**については、**現場近くに建設事務所を配置**します。  
※想定：長崎南北幹線道路建設事務所、島原道路建設事務所  
その他の事業は、今後の事業量の見込み等により設置の要否を判断します。
- 長崎港湾漁港事務所は、現在と同様の体制を継続配置します。
- その他、ダム管理機能等については、必要な場所に配置します。

## 現行



## 集約後





## 8. 全部門まとめ

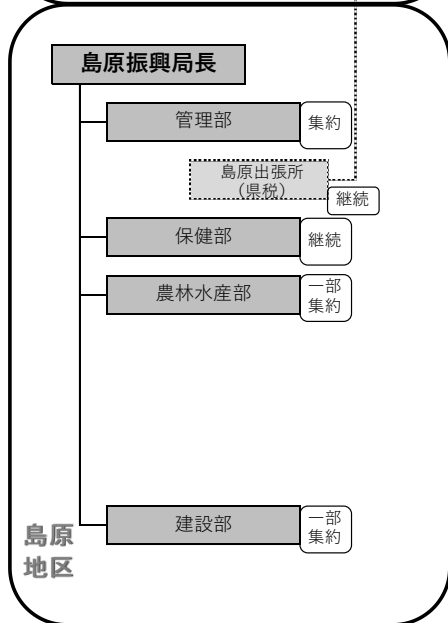
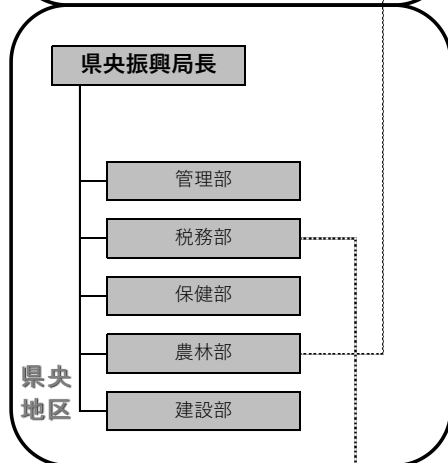
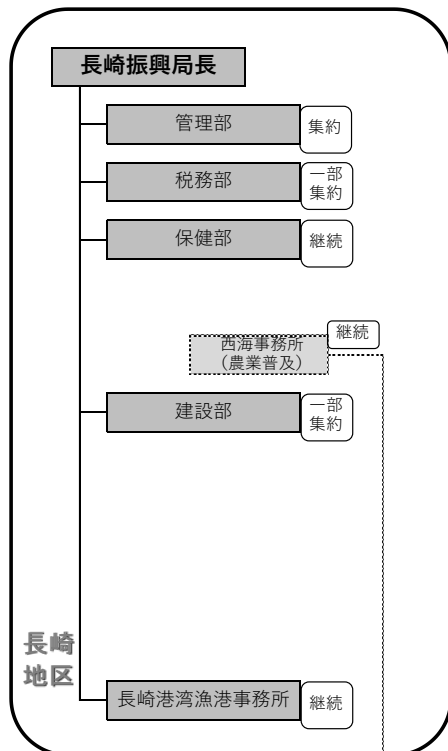
### 【地域別の整理】

区分	配置する機能・体制の主なもの
長崎地区 に配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税務部長崎出張所</li> <li>○西彼保健部（西彼保健所）</li> <li>○農林水産部県央水産業普及指導センター</li> <li>○農林水産部西海事務所（農業普及機能）※農林部門は西海市も所管</li> <li>○建設部長崎土木維持管理事務所</li> <li>○大規模プロジェクトを所管する事務所（南北幹線道路を想定）</li> <li>○長崎港湾漁港事務所</li> </ul>
島原地区 に配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税務部島原出張所</li> <li>○県南保健部（県南保健所）</li> <li>○農林水産部県南水産業普及指導センター</li> <li>○農林水産部農業普及部門</li> <li>○農林水産部家畜保健衛生所</li> <li>○農林水産部島原農村整備推進室</li> <li>○建設部島原土木維持管理事務所      ○雲仙普賢岳の防災・減災機能</li> <li>○大規模プロジェクトを所管する事務所（島原道路を想定）</li> </ul>
県央地区 に集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記以外の機能</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>（管理部門、税務部門（出張所除く）、地域づくり部門、</li> <li>農業土木及び林業部門、土木の建設改良部門</li> </ul> </div>

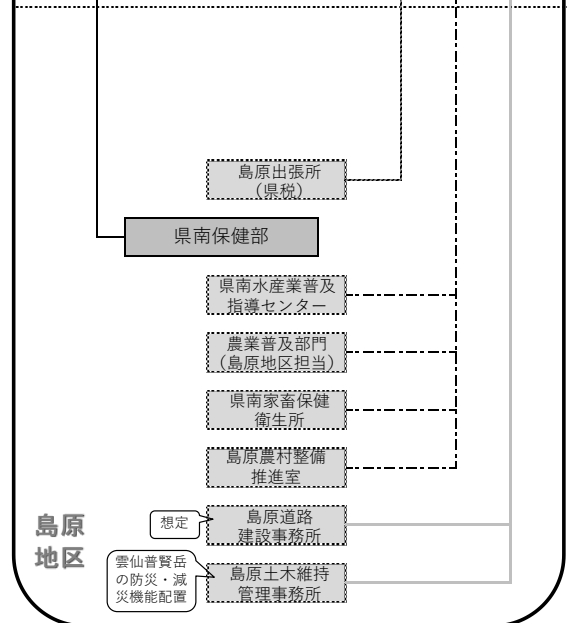
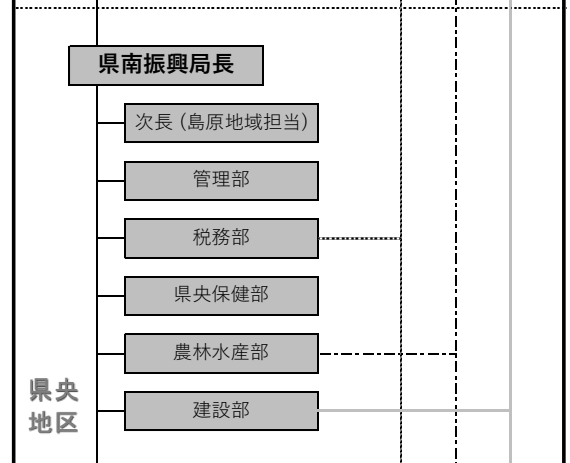
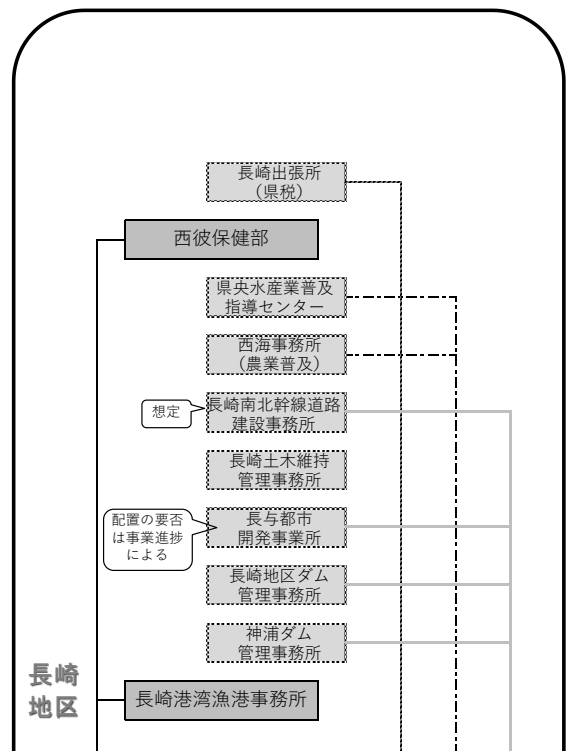
## 【部門別の整理】

部門名	方向性	機能・体制の考え方
管理部門	集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として県南振興局に集約し、県南地区の全域を所管</li> <li>○災害対策地方本部機能は県南振興局に集約</li> <li>○長崎地区、島原地区に配置する体制の規模等に応じて、調整業務等の担当職員を配置</li> </ul>
地域づくり部門	集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として県南振興局に集約し、県央地区・島原地区を所管</li> <li>※島原地区の地域振興を担当する次長を振興局本所に配置</li> <li>※長崎地区は現行どおり本庁直轄で対応</li> <li>○将来的には市町の主体的な取組を尊重しながら、市町を支援する役割に縮小するが、県の最重要課題である人口減少対策関連の業務等を担っているため、当面は、県南振興局に集約のうえで一定の体制を維持</li> </ul>
税務部門	一部集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として県南振興局に集約し、県南地区の全域を所管</li> <li>○長崎地区には、新たに長崎出張所を配置</li> <li>○島原地区には、配置済みの島原出張所を継続配置</li> </ul>
保健部門	存置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当面、それぞれの地区で現在の機能を維持（組織としては、県南振興局の内部組織として集約）</li> </ul>
水産部門	存置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれの地区で現在の機能（水産業普及指導センター）を維持（組織としては、県南振興局の内部組織として集約）</li> </ul>
農林部門	一部集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として県南振興局に集約し、県南地区（西海市含む）の全域を所管</li> <li>○農業普及機能及び家畜保健衛生所については、島原地区に現在と同様の体制を継続配置</li> <li>○長崎地区には、配置済みの西海事務所を継続配置</li> <li>○島原地区には、島原農村整備推進室を配置</li> </ul>
建設部門	一部集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として県南振興局に集約し、県南地区の全域を所管</li> <li>○災害対応や県民相談窓口となる維持管理機能を長崎地区、島原地区に配置（長崎・島原土木維持管理事務所を新設）</li> <li>※建設工事の現場対応等を行う職員を併せて配置</li> <li>※災害予見時には振興局本所や本庁を含めた応援体制を整え、速やかに現地での対応を実施</li> <li>○大規模プロジェクトについては現場近くに建設事務所を配置</li> <li>※想定：長崎南北幹線道路建設事務所、島原道路建設事務所</li> <li>○島原地区には、雲仙普賢岳防災・減災機能を配置</li> <li>○長崎港湾漁港事務所は、現在と同様の体制を継続配置</li> <li>○長崎地区のダム管理機能については長崎市内（西山ダム）に配置</li> </ul>

# 現行

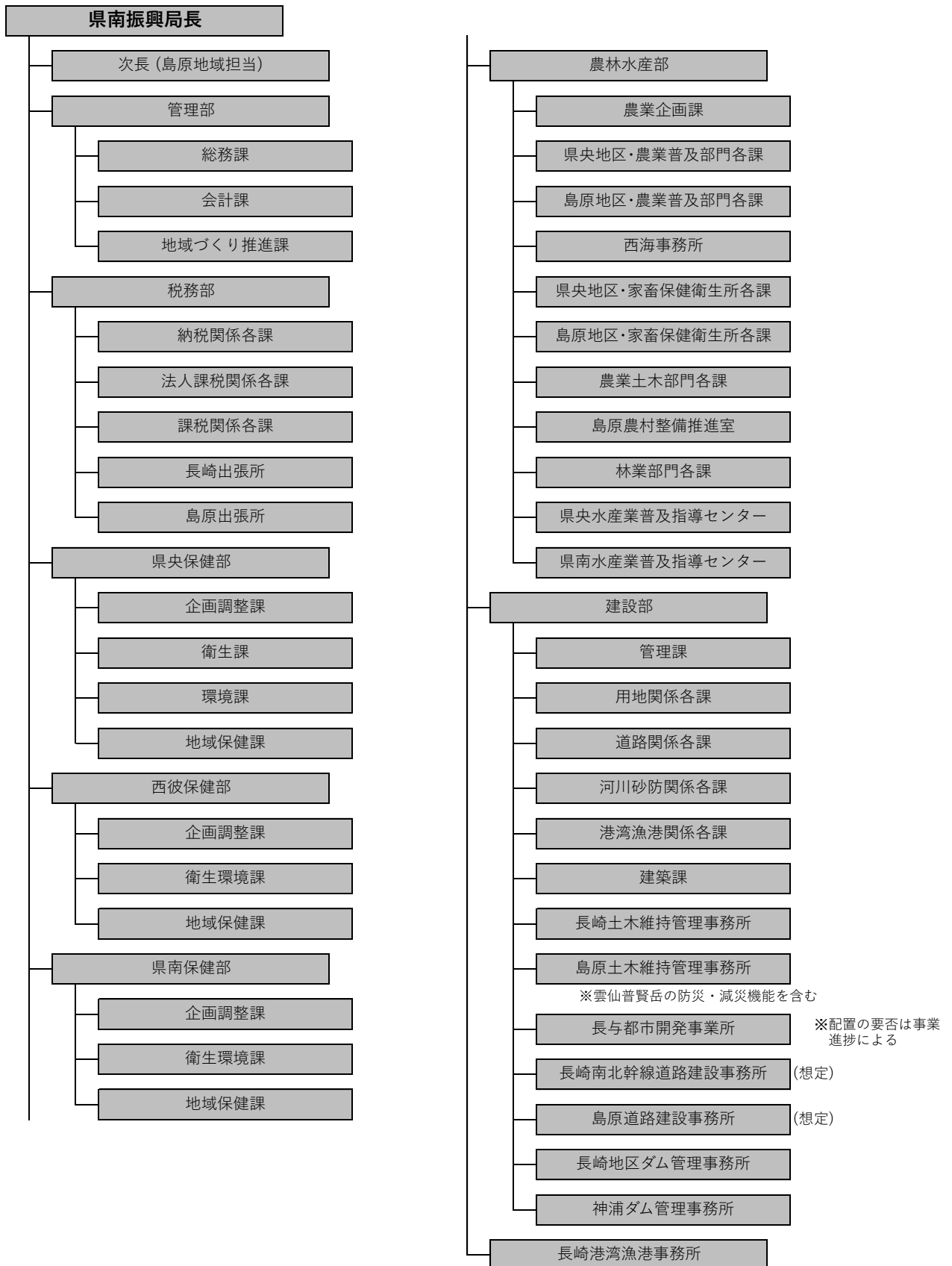


# 集約後





# 集約後の体制(全体)



# VII 庁舎

県南振興局の庁舎の建設場所や基本方針について記載しています。

## Point

- 県南振興局庁舎は、諫早市永昌東町の諫早市先行取得用地内に建設**
- 庁舎整備にかかる基本方針を定め、基本方針に沿って庁舎整備を推進**

## 1. 建設場所

- 県南振興局庁舎の建設場所は、諫早市から提示されている諫早市永昌東町の市先行取得用地内（諫早市永昌東町174-1、諫早駅の北側、現県央振興局庁舎及び諫早総合病院西側に隣接）とします。

### 【当該土地に建設する理由】

#### ① 諫早市の位置及び交通の利便性

- ・諫早市は、県の中央部に位置し、西部は長崎半島、南部は島原半島のそれぞれ付け根にあたり、長崎県内の交通結節点としての役割を担っています。
- ・諫早市は、県南振興局管内の中心に位置し、長崎・島原地区への幅広い対応が可能であり、県南振興局の設置場所として最適地と考えます。
- ・長崎地区へのアクセスは、高速道路延伸・拡幅や長崎南環状線一部開通等により向上しています。今後も西彼杵道路等の開通によりさらに向上します。
- ・島原地区へのアクセスは、地域高規格道路「島原道路」が一部供用され向上しており、今後も順次完成・供用されていくことで、さらに向上します。現在の道路事情を前提としても、当該土地から管内で最も遠い地区まで車で約1時間20分で移動が可能な場所に位置しています。
- ・諫早市はJRや島原鉄道、長崎県営バス（県央バス）や島鉄バスの公共交通機関も充実し、利便性が高い地域です。

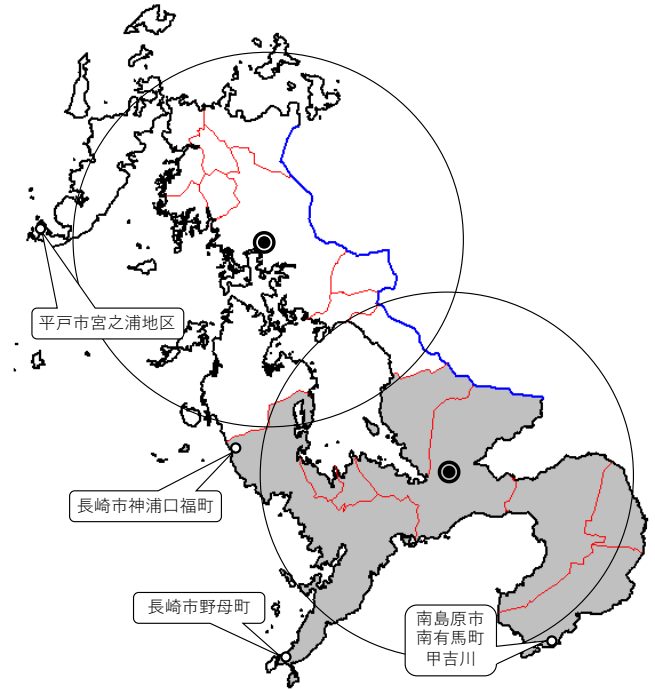
#### ② 当該土地の状況

- ・当該土地は、JR、島原鉄道の諫早駅やバスターミナルなどの公共交通機関の拠点にも近接し、利用者の利便性が高い場所にあります。
- ・庁舎建設にあたっては、2.6haと広大な土地の一部を活用することとしており、県南振興局集約化のための庁舎と駐車スペースを一体で確保いたします。また、仮庁舎の建設も不要で、建設・移転経費の面でも財政的に優位性があります。

《参考》建設予定地 位置図



《参考》振興局から直線距離で約30kmの地点を示す円



○直線距離30km圏内は、道路最短ルートでほぼ1時間以内で到達可能。  
 ※離島地区は除く  
 ※道路事情によっては到達できない地域もある。

《参考》本土地区振興局の本庁舎位置から所管地区最遠地区までの所要時間等

現 行					
振興局	所管市町	庁舎位置	最遠地域		
			地区名	距離 (km)	所要時間
長崎振興局	長崎市、時津町、長与町	長崎市大橋町	長崎市野母町	29.3	52分
県央振興局	諫早市、大村市	諫早市永昌東町	諫早市佐瀬	23.2	42分
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	島原市城内	南島原市口之津町乙早崎名	40.2	60分
(参考) 県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、小値賀町	佐世保市木場田町	平戸市宮ノ浦地区	72.1	101分

再 編 後					
振興局	所管市町	庁舎位置	最遠地域		
			地区名	距離 (km)	所要時間
県南振興局	長崎市、島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、時津町、長与町	諫早市永昌東町	長崎市野母町	49.1	68分
			長崎市神浦口福岡	52.3	76分
			南島原市南有馬町	52.9	77分
			甲吉川		

※「所管市町」：長崎県振興局設置条例の本則による。（部門によっては、これとは異なる所管市町となっている）  
 ※「最遠地域」：離島地区を除く（池島、平島、的山大島等）  
 ※距離・時間：Google位置情報検索による道路の最短距離および車による所要時間

## 2. 庁舎整備の基本方針

### 庁舎整備基本方針

- (1) 県民サービス向上のための機能的で使いやすい庁舎
- (2) 県民生活の安全・安心を支える庁舎
- (3) 県民に優しく、環境に配慮した庁舎

#### (1) 県民サービス向上のための機能的で使いやすい庁舎

来庁者にとって分かりやすく、利用しやすい庁舎とするため、入居する所属の適切な配置を行い、職員が必要な行政サービスを的確に提供できる、使いやすい、働きやすい庁舎とします。

また、県民の皆様が快適に行政サービスを楽しむ環境を確保するため、社会的ニーズや県の組織改編等の変化に柔軟に対応可能な庁舎とします。

なお、庁舎建設にあたっては、華美な装飾等は設けず、コンパクトで低コストな庁舎とし、維持管理費用にも配慮します。

#### (2) 県民生活の安全・安心を支える庁舎

県南振興局は、災害対策の地方本部としての機能を有しており、災害時においても来庁者や職員の安全を確保するとともに、庁舎としての機能を継続的に維持し、災害対応等の業務を速やかに行えるようにする必要があります。

そのため、建物の耐震性能や電気設備、給排水設備のバックアップ機能を確保する等、防災拠点としてふさわしい庁舎にします。

#### (3) 県民に優しく、環境に配慮した庁舎

お年寄りや障害のある方など誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、県民の皆様優しい庁舎とします。

また、庁舎整備にあたっては、環境負荷の少ない自然材料等の採用や省資源・省エネルギーなど環境に配慮した庁舎とします。

### (参考) 長崎地区・島原地区の主な庁舎について

○長崎地区に配置する税務部長崎出張所、建設部長崎土木維持管理事務所、長崎港湾漁港事務所、大規模プロジェクトを所管する事務所（南北幹線道路を想定）については、現在の長崎振興局の万才町庁舎（長崎市万才町）に配置することを想定しています。

○島原地区に配置する税務部島原出張所、農林水産部農業普及部門、農林水産部島原農村整備推進室、建設部島原土木維持管理事務所、雲仙普賢岳の防災・減災機能、大規模プロジェクトを所管する事務所（島原道路を想定）については、現在の島原振興局庁舎（島原市城内）に配置することを想定しています。

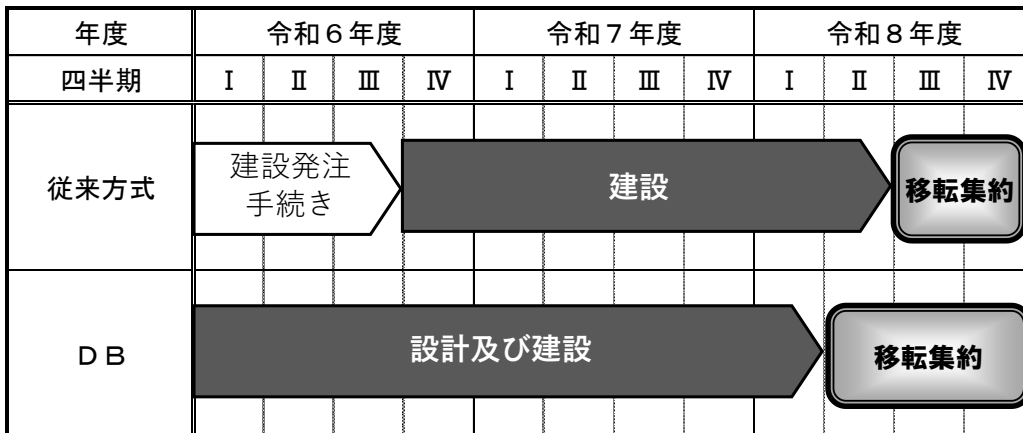
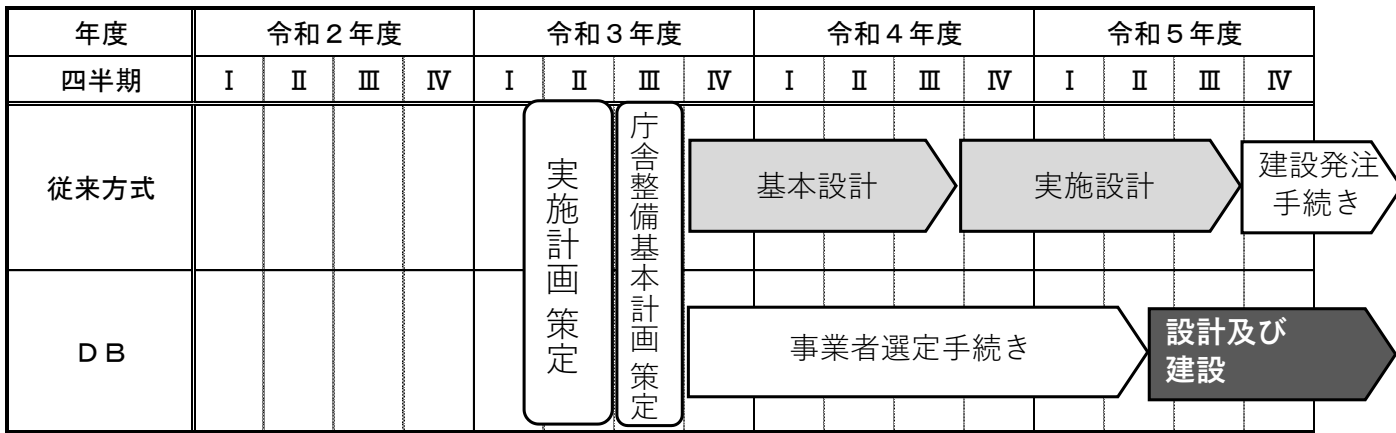
# VIII スケジュール

県南振興局集約までの工程を記載しています。

## Point

- 実施計画を基に、令和3年度以降、庁舎の建設に着手
- 庁舎建設の手法については検討中であり、建設手法によってスケジュールが異なることを想定

- ・庁舎建設の手法は検討中ですが、主に想定される2つの手法別に考えられるスケジュールは以下のとおりです。



- ・従来方式：県が資金調達し、設計、建設の業務ごとに民間事業者が請け負う手法。
- ・DB（Design Build）：県が資金調達し、施設の設計・建設を民間事業者に包括的に請け負ってもらう手法。